

令和7年度の補助制度の変更点について

1 補助対象事業の変更（要綱第3条関係）

令和7年度から設置工事と同時に次の工事を実施する場合は補助対象外となります。

- ・リフォーム工事等（建築物の建築、増築、減築、修繕、模様替え）を実施する場合
- ・便所、台所、洗面所、風呂等の水回りの位置変更を実施する場合

2 特定区域及び重点区域の補助金額の加算（要綱第5条関係）

特定区域及び重点区域において、5人槽又は6～7人槽の合併処理浄化槽へ転換する場合に限り、補助金額の上限が引き上げられます。

（1）5人槽

- ・ 従来の加算額に加え10万円を加算
- ・ 特定区域 最大20万円の加算
※10万円（従来分）＋10万円（R7加算）＝20万円（上限）
- ・ 重点区域 最大30万円の加算
※20万円（従来分）＋10万円（R7加算）＝30万円（上限）

（2）6～7人槽

- ・ 従来の加算額に加え12万5千円を加算
- ・ 特定区域 最大22万5千円の加算
※10万円（従来分）＋12万5千円（R7加算）＝22万5千円（上限）
- ・ 重点区域 最大32万5千円の加算
※20万円（従来分）＋12万5千円（R7加算）＝32万5千円（上限）

3 宅内配管工事について

宅内配管工事費の補助を受ける場合は、浄化槽設置工事に付帯して実施される工事が対象となります。このため、宅内配管工事は必ず浄化槽設置工事を実施する者が実施してください。

※工事の見積書及び請求書において、浄化槽設置工事費と宅内配管工事費は同一の業者が発行する必要があります。

※宅内配管工事を下請けに出すことは可能です。

なお、宅内配管工事費を補助対象経費として請求しない場合も実績報告時及び現地調査時には、全ての水回りが浄化槽に接続されている必要があります。

4 交付申請書の提出について

申請者から提出される補助金交付申請書（様式第1号）は、工事着工予定日の30日前に提出をお願いします。交付決定までに最大1か月程度かかる場合がありますが、交付決

定がなされるまでは、着工できません。なお、交付決定前に着工した場合、補助金の支給はできません。このため、工期に、余裕を持たせた申請となるようにお願いします。

5 交付決定後の事業変更（要綱第9条関係）

交付決定後に事業内容を変更する場合は、必ず事前に市の承認が必要です。

市の承認を受けずに着工した場合は、**補助金の不支給又は減額となります**ので、必ず事前に市に相談のうえ、承認申請書（様式第4号）を提出してください。

・事業変更にあたる場合の例

- （1）配置配管の敷設について、申請時の計画（図面）から変更しようとするとき
- （2）補助対象経費の算定根拠（設置工事、単独処理浄化槽等撤去工事、宅内配管工事の見積額）等を変更しようとするとき
- （3）事業計画期間を変更しようとするとき

※判断に迷う事例がある場合は、必ず事前に市に御相談ください。

6 実績報告書の提出期限の変更（要綱第11条関係）

実績報告書の提出期限が、2月20日から**2月10日**に変更されます。

※実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

7 現地調査の実施（要綱第15条関係）

従前より事前着工検査（事前連絡なし）及び完了検査（事前連絡あり）等を実施していますが、令和7年度より現地調査の実施について要綱に規定しました。事前着工検査及び完了検査以外に**事前連絡なしで現地調査を実施する場合がありますが、調査の拒否等を行わないよう御協力をお願いします。**

8 申請書・実績報告書に添付する見積書・請求書の額について

申請書等の添付書類である見積書及び請求書については、補助対象外経費も含めた全ての経費を記載してください。

- ・申請者から施工業者への支払額と見積書及び請求書が同額であること
- ・見積書と請求書の各経費が同額であること
- ・申請者から施工業者への支払額と申請書の添付する工事請負契約の金額が同額であること

9 様式の変更について

申請書や実績報告書等の書式を変更していますので、必ず4月1日以降に市HPにアップロードされたものを使用してください。